

国立大学法人奈良国立大学機構の会計監査人候補者の選定について

令和4年1月31日

国立大学法人奈良設立推進協議会

令和4年4月1日に発足する国立大学法人奈良国立大学機構（以下「機構」という。）は、国立大学法人法の定めにより、会計監査人の監査を受けることとされています。

この会計監査人については、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第40条により、文部科学大臣が選任することとされておりますが、選任に当たっては、各国立大学法人において候補者を選定し、会計監査人候補者名簿を文部科学大臣へ提出することとされています。

つきましては、機構の会計監査人に就任を希望される監査法人又は公認会計士の方（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第41条に定める資格を有する者に限る。）から会計監査人候補選定のための提案書を募集いたしますので、下記によりご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 提出期限

令和4年2月24日（木）17時必着

2. 提出書類及び部数

- ・提案書 10部

※別紙「提案書の記載事項」をご参照ください。

- ・貴法人等の概要が記載されたパンフレット等 10部

3. 提出先及び問い合わせ先

〒630-8506 奈良市北魚屋東町

国立大学法人奈良女子大学監査戦略室企画係

電話：0742-20-3334

e-mail: senryaku [アットマーク] jimunara-wu.ac.jp ※メール送信の際は

[アットマーク] を半角の@に変換してください。

4. その他

(1) 会計監査人の資格

- ① 国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第41条に定める資格を有する監査法人又は公認会計士であること。

- ② 会社法第337条第3項における欠格事由のないこと。
- ③ 公認会計士法第24条、第24条の2、第34条の11、第34条の11の2及び公認会計士法施行令第7条及び第15条における特別の利害関係等のないこと。
- ④ 奈良教育大学又は奈良女子大学から取引停止を受けている期間中の者でないこと。

※公認会計士法施行令第7条第1項第9号及び第15条第4号の使用人には、非常勤講師も含まれると解されますので、会計監査人たる公認会計士又は監査法人の社員は、機構の非常勤講師となることができませんのでその旨留意願います。

(2) 選定方法等

提出された提案書に基づき審査を行い、会計監査人候補者を選定します。選定は、提案された各内容について評定したうえで、最も相応しい者を会計監査人候補者とします。

なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出又はプレゼンテーション等を求める場合があります。(必要とする場合は別途事前に連絡いたします。)

審査終了後、候補者選定結果をお知らせします。

(3) 契約の締結

今回の候補者の選定は、令和4年度から令和6年度までの3年間にわたる候補者の選定となりますが、毎年度、文部科学大臣の選任を受ける必要がありますので、契約期間は単年度とし、次年度の契約に当たっては、当年度の監査業務に係る実績報告書と次年度の監査計画書をご提出いただき、機構においてその内容を評価・検証したうえで、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めます。

なお、選定された者が行政処分を受けた場合、社会情勢の変化、契約の履行状況等により、適切に監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定の見直しの対象となりますのでご注意ください。

(4) 守秘事項の指定

提出された提案書については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく公開を要する法人文書の対象となりますので、守秘することを要望される事項がある場合には、提案書の提出時に当該事項を指定してください。

(5) 監査責任者

会計監査人の独立性を確保する観点から、連続する6事業年度において奈良教育大学又は奈良女子大学の会計監査における監査責任者となった者は、その後2年間、機構

の会計監査における監査責任者となることができませんのでご注意ください。

(6) その他

提案書の作成その他本件に関する一切の費用については、提案書を提出した者の負担とします。また、提出された提案書については返却しません。

提案書の記載事項

1. 国立大学法人奈良国立大学機構における監査業務の提案

(1) 実施体制（令和4年度から令和6年度まで）

- ① 監査計画（年間の監査実施日程、執務予定日数・人数）
 - ・年度ごとに記載してください。
 - ・監査項目（監査計画の策定、予備調査、期中監査、期末監査、システム監査、事務所執務等）ごとに、監査（予定）日数及びどの職種の人員をどの程度投入するのか具体的かつ明瞭に記載してください。
 - ・監査（予定）日数に関しては、実際の往査（予定）日数についても記載してください。
 - ・上記監査従事予定人員については、監査従事者の職種別（監査責任者・現場責任者・公認会計士・会計士補・その他等）に記載してください。
- ② 監査チームの編成状況（実際に監査を行うチームの構成）
 - ・監査責任者、公認会計士（現場責任者）、会計士補別に記載してください。
 - ・次年度で変更等が生じる場合や特記すべき事項がある場合はその旨記載してください。

(2) 具体的な監査内容、監査方法及び特色

- ・3年間を通じた監査の基本方針、着眼点及び重点項目等について明瞭かつ簡潔に記載してください。
- ① 監査体制（全般的な監査業務の体制とフロー）
 - ・3年間分と令和4年度分を作成ください。
 - ② 監査方法（通常の監査，システム監査などのフロー）
 - ・3年間分と令和4年度分を作成ください。
 - ③ 監査業務の特色（独自性など5点以内を提示）
 - ④ 監査に関する考え方，ポイント（着眼点，重点項目など5点以内を提示）
 - ⑤ 監査業務における心構え（5点以内を提示）
 - ⑥ 監事との連携に対する考え方及び具体的対応

(3) 監査従事予定者の実務経験の有無及び年数（平成29年度～令和3年度）

- ・関与した業務の具体的内容及び法定監査業務の通算経験年数を下記の区分ごとに記載してください。
 - ・国立大学法人における業務経験がある場合は、法人名を記載してください。
- ① 国立大学法人における監査業務

- ② 国立大学法人における監査業務以外の支援業務
- ③ 独立行政法人等における実務経験
- ④ 民間企業等における実務経験

(4) 令和3年度の会計監査人業務実績

- ① 国立大学法人の契約実績件数
- ② 国立大学法人の担当者数

2. 令和4年度から令和6年度までの監査報酬見積費用

(1) 見積費用及び算定内訳（旅費等の必要経費を含む）

- ・年度ごとに記載してください。
- ・監査責任者及び現場責任者等の所要員数及び単価を明示してください。

(2) 見積費用の考え方

- ・監査日程等契約内容に大幅な変更が生じたときの処理方法も記載してください。

3. 監査法人等概要

- (1) 名称、代表者氏名、所在地、出資金
- (2) 直近の事業年度の業務収入（営業収益）
- (3) 直近の事業年度の経常利益（当期利益）
- (4) 人員（社員数、公会計部門対応者人員）
- (5) 本学を担当する事務所等の名称、所在地及び電話番号
- (6) 関与会社数
- (7) 日本公認会計士協会の実施した直近の品質管理レビューにおける監査上の重大な問題等の指摘の有無及び金融庁からの行政処分の有無（有の場合はその内容）
- (8) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項

以下の認定等を取得している場合は記載するとともに認定証（写）等を提出してください。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価しますので同様に提出してください。

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）又は、一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る）
- ② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用推進法）に基づく認定（ユースエール認定企業）

4. その他参考事項

(1) 監査契約に含まれる支援業務

会計研修・説明会等の支援業務に関して提案がある場合は記載してください。

(不正使用防止に係る教職員向け研修会、会計実務担当者向け研修会等)